防炎物品に係る確認業務及び防炎ラベル交付等に関する手数料規程

制 定 昭和48年9月1日 最終改正 令和7年4月1日

- 第1条 公益財団法人日本防炎協会(以下「協会」という。)が行う防炎性能の確認、防炎ラベルの交付等及び 品質管理等に係る試験等に関する手数料は、本規程に定めるところによるものとする。
- 第2条 協会が行う防炎性能の確認及び防炎ラベルの交付に関する手数料の額は、別表1のとおりとする。
- 2 協会が行う品質管理等に係る試験等に関する手数料の額は、別表2のとおりとする。
- 第3条 手数料の入金は、原則として、協会の指定する銀行の口座に振込んで行うものとし、振込に要する経費は振込者の負担とする。

別 表 1 (単位:円)

別 衣 1				(平位:円)
区 分	項 目	単	. 位	手 数 料
1 防炎性能の確				
認	1 カーテン			
(1) 防炎性能の	(1) 洗たく処理(防炎性能に係る耐洗たく性能の基準	1	式	48, 600
基準に基づく	(昭和 48 年消防庁告示第 11 号)に定める処理をいう。			
試験・審査	以下同じ。)として水洗い洗たく及びドライクリー			
	ニングを適用した場合に防炎性能の基準に適合す			
	るもの(水洗い洗たく及びドライクリーニング各5			
	回洗たく処理の実施を含む。)			
	(2) 洗たく処理として水洗い洗たくを適用した場合に	1	式	26, 600
	防炎性能の基準に適合するもの(水洗い洗たく5回			
	処理の実施を含む。)	_		01.500
	(3) 洗たく処理としてドライクリーニングを適用した	1	式	31, 500
	場合に防炎性能の基準に適合するもの(ドライクリ ーニング 5 回処理の実施を含む。)			
	ーニング 5回処理の美施を含む。) (4) 水洗い洗たく及びドライクリーニング処理後に防	1	式	9, 500
	後処理が必要なもの	1	14	9, 500
	<u> </u>			
	2 布製ブラインド、暗幕、どん帳、舞台幕	1	件	9, 500
			, ,	2, 222
	3 工事用シート(温水浸漬処理(消防法施行規則(昭	1	式	11, 500
	和36年自治省令第6号)第4条の3第4項第3号ロに			
	基づく処理をいう。以下同じ。)の実施を含む。)			
	4 合板	1	件	9, 500
	「	1	IH-	0 500
	5 じゅうたん等	1	件	9, 500
	6 防炎薬剤(対象素材1点あたり。)	1	件	9, 500
	O MINCAPA (MINORIA 1 IMONIC 70)	1	11	3, 000
(2) 品質管理に	1 製造業者、防炎処理業者、合板の製造業者又は防炎	1	件	40,000 円及び交通費
関する検査・	処理業者、輸入販売業者			実費額の合計額
審査(登録表				
示者でない場	2 裁断・施工・縫製業者	1	件	20, 000
合)				

(3) 確認事項の	1 現地検査を伴うもの	1	件	20,000 円及び交通費
重要な変更に				実費額の合計額
関する検査・				
審査	2 現地検査を伴わないもの	1	件	5,000
				,
2 防炎ラベル等	1 防炎物品に付するもの			
の交付	(1) カーテン、布製ブラインド、暗幕、どん帳、舞台	1	枚	35 (21)
少文的	幕、合板	1	12	30 (21)
	****	_	+4-	41 (00)
	(2) 工事用シート	1	枚	41 (22)
	(3) じゅうたん等			
	① 施工用	1	12.4	91 (60)
	② 裁断縫製物 1	1	枚	41 (23)
	③ 裁断縫製物 2	1	枚	31 (20)
	(4) カーテン、布製ブラインド及びじゅうたん等の安			該当する項目毎にそ
	心マーク付き防炎ラベル			れぞれ2円を加算した
				額
	2 防炎物品の材料に付するもの			
	(1) じゅうたん等以外	1	枚	60 (39)
	(2) じゅうたん等	1		51 (28)
	(2) 0 10 10 1		100	01 (20)
	3 防炎薬剤に付するもの	1	枚	60 (34)
		1	12	00 (54)
3 その他	1 3-1-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-1	-	[H-	0.000
3 その他	1 試験番号登録及び再登録	1	件	2, 000
			tel.	2 222
	2 試験番号の名義変更	1		2, 000
	ただし、同一の名義変更で、2件以上の名義変更	1	件	200
	をまとめて行う場合の2件目以降			
	3 防炎性能試験結果通知書の交付			
	(1)和 文(再交付)	1	通	2,000
	(2) 英 文	1	通	5,000
	4 防炎加工専門技術者講習			
	(1) 講習の受講	1	口	30,000
	(2) 再講習の受講	1	回	9, 000
	(3)修了証の再交付	1	件	2, 000
	(4)修了証の音換	1	件	1,000
		1	17	1, 000

別 表 2 (単位:円)

区 分	項 目	単 位	手 数 料
1 品質管理に係る試験等	1 カーテン (1)洗たく処理(防炎性能に係る耐洗たく性能の基準(昭和48年消防庁告示第11号)に定める処理をいう。以下同じ。)として水洗い洗たく及びドライクリーニングを適用した場合に防炎性能の基準に適合するもの(水洗い洗たく及びドライクリーニング各5回洗たく処理の実施を含む。)	1 式	50, 100

(2) 洗たく処理として水洗い洗たくを適用した場合に 防炎性能の基準に適合するもの(水洗い洗たく5回処 理の実施を含む。)	1	式	27, 600
(3) 洗たく処理としてドライクリーニングを適用した場合に防炎性能の基準に適合するもの(ドライ	1	式	32, 500
クリーニング5回処理の実施を含む。) (4) 水洗い洗たく及びドライクリーニング処理後に 防炎処理が必要なもの	1	式	10, 000
2 布製ブラインド、暗幕、どん帳、舞台幕	1	件	10, 000
3 工事用シート(温水浸漬処理(消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第4条の3第4項第3号ロに基づく処理をいう。以下同じ。)の実施を含む。)	1	式	12, 000
4 合板	1	件	10, 000
5 じゅうたん等	1	件	10, 000
6 防炎薬剤(対象素材1点あたり。)	1	件	10, 000
7 防炎性能試験 (消防法施行令 (昭和36年政令第37号) 第4条の3第4項に定める試験をいう。)	1	件	10, 000
8 洗たく処理(1) 水洗い洗たく処理(2) ドライクリーニング処理	1 1	件件	7, 600 12, 500
9 温水浸漬処理	1	件	2, 000

[備 考]

- 1 手数料の金額には、消費税を含まない。
- 2 () 内の金額は、協会会員及び理事長が認める協会会員である団体の構成員に適用する。
- 3 この規程に定めのない手数料は、その都度定めるものとする。

附則

この規程は、昭和48年9月1日から施行する。

附則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成 19 年 4 月 1 日以後に請求する防炎物品に係る確認業務及び防炎ラベル交付等に関する手数料から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月15日から施行する。ただし、別表 備考2の改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

附則

- この規程は、平成23年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成23年10月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成24年2月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成24年5月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成30年3月1日から施行する。 附 則
- この規程は、令和4年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、令和5年4月3日から施行する。 附 則
- この規程は、令和7年4月1日から施行する。